

食品安全委員会への意見の要請の仕組み
(汚染物質専門調査会関係)

食品安全基本法（以下「基本法」という。）の規定に基づき当委員会が意見を求められる場合は2つに大別される。

- (1) 個別法により関係大臣が食品の安全性の確保に関する施策の策定を行おうとする場合（基本法第24条第1項）

(厚生労働省)

①食品衛生法

食品の規格基準等を定めようとするとき

②水道法

水質基準（うち有害物質等の含有に関する事項）を定めようとするとき

(環境省)

③農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

特定有害物質及び農用地汚染対策地域の要件を定めようとする場合

(環境省、厚生労働省)

④ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類の耐用一日摂取量（TDI）を定めようとする場合

- (2) (1) 以外に関係各大臣が必要があると認める場合（基本法第24条第3項）